

令和5・6年度 阿賀野市小規模工事等契約希望者登録について

1 阿賀野市小規模工事等契約希望者登録とは

この制度は、阿賀野市が発注する公共施設及び出先機関等の小規模な工事や修繕のうち「小額で内容が簡易なもの」について受注を希望する方を登録し、市内の小規模業者が直接工事を受注できるようにするものです。

令和4年度以前に登録された方であっても、改めて申請をする必要があります。

《登録できる方》

阿賀野市内に主たる事業所（本社、本店）を置く法人及び個人で、阿賀野市入札等参加資格者名簿（建設工事）に登録されていない方。（建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません。）登録できない方に該当しない方。

《登録できない方》

- (1) 市税を滞納している方
- (2) 阿賀野市建設工事入札等参加資格審査規程（平成16年阿賀野市告示第113号）に基づく入札等参加資格者名簿に登録されている方
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
- (4) 次のアからキまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

2 対象となる工事・修繕

対象となる小規模な工事等は、別表に掲げる業種の内容ごとの予定価格が130万円未満で、内容が簡易、かつ、履行の確保が容易な修繕又は小規模工事です。

3 登録申請の方法

登録を希望される方は、登録申請書【第1号様式】に次の添付書類を提出してください。

- (1) 阿賀野市納税証明書（写し可）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) 申請時前12ヶ月の工事实績表【別紙1】
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書【第2号様式】

4 登録の受付および有効期間

- (1) 登録の受付期間は、令和5年1月4日からとし、有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。なお、4月1日以降に申請された方の有効期間は、登録名簿登載日から令和7年3月31日までとなります。
- (2) 申請書等の配布及び受付場所は、管財課（市役所3階）です。
※ 申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

5 登録事項の変更等

名簿に登載した後で、申請事項に変更が生じた場合は「変更届」を、事業を中止または廃止した場合は「中止（廃止）届」を速やかに管財課へ提出してください。

※ 変更届・中止（廃止）届は管財課で配布、又は市ホームページからもダウンロードできます。

6 登録の取り消し

名簿に登載されている人が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されます。

- (1) 「1阿賀野市小規模工事等契約希望者登録とは」に規定している登録できる方に該当しなくなった場合。
- (2) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正または不誠実な行為があった場合。

7 契約の方法

原則として複数の業者で見積り合わせにより、最低価格を提示した人と契約することになります。契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って書面により契約します。受注した工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請け（丸投げ）はできませんので、必ず自ら施工できる範囲の業種で登録してください。

8 その他

登録を申請した人は、登録名簿に登載され、市が発注する小規模工事等の指名業者選定の対象になりますが、指名や契約を約束するものではありません。

別 表

番号	業 種	工事の内容
1	土木	土木工事
2	建築	非木造建築の修繕
3	大工	大工工事・型枠工事・造作工事
4	左官	左官工事
5	とび・土工・コンクリート	とび・土工工事
6	石	石積み（張り）工事・コンクリート（張り）工事
6	屋根	屋根ふき工事（瓦・ストレート・金属薄板等）
7	電気	引込線工事・電気設備工事・照明設備工事等
8	管	冷暖房設備工事・空気調和設備工事・給排水、給湯設備工事・厨房設備工事・衛生整備工事・浄化槽工事・水洗便所設備工事・ガス管配管工事・ダクト工事・管内更正工事
9	タイル・れんが・ブロック	モルタル工事・タイル張り工事
9	板金	板金加工取付工事・建築板金工事
10	鋼構造物	鉄骨工事・屋外広告工事
11	鉄筋	鉄筋加工組立て工事・鉄筋継手工事
12	浚渫	しゅんせつ工事
13	板金	板金加工取付け工事・建築板金工事
14	ガラス	ガラス加工取付工事
15	塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付ける工事
16	防水	アスファルト防水工事・モスタル防水工事
17	内装仕上	インテリア工事・壁張り工事・内装間仕切り工事等

18	機械器具設置	機械器具の組立てにより工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
19	造園	植栽工事・地被工事・景石工事
20	さく井	さく井工事・井戸築造工事
21	建具	金属製建具取付け工事・木製建具取付け工事・サッシ取付工事・ふすま工事
22	消防施設	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
23	清掃施設	ごみ処理施設工事・し尿処理施設工事
24	その他	舗装工事、熱絶縁工事、電気通信工事、水道施設工事、法面工事、解体工事

今回（令和5・6年度）から阿賀野市小規模工事等契約希望者登録にかかると書類について、押印は不要としています。

なお、契約書等は引き続き押印が必要となりますのでご注意ください。

登録の受付・問い合わせ

阿賀野市役所 総務部管財課入札契約係

TEL 0250-62-2510（内線2362）